

## 法定利率 宅建 H24-08-2 <<#836>>

【問】正誤をつけよ。

AB間の利息付金銭消費貸借契約において、利率に関する定めがない場合、借主Bが債務不履行に陥ったことによりAがBに対して請求することができる遅延損害金は、年3パーセントの利率により算出する。

【答え】正しい

### <<ポイント1>> 金銭債務の特則【★基礎必須】

金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における**法定利率**によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。（民法419条1項）

### <<ポイント2>> 法定利率【★基礎必須】

2 **法定利率**は、**年3パーセント**とする。（民法404条2項）